

無年金障害者実態調査における無年金障害の家族による経済支援に関する研究

- 家族による経済支援と無年金障害者の自立に着目して -

群馬医療福祉大学短期大学部 柳澤 充 (07840)

鈴木 政史 (群馬医療福祉大学・05689)

キーワード：無年金障害者、家族の経済支援、特別障害給付金

1. 研究目的

厚生労働省が2003年8月に実施した「障害者の生活状況に関する調査結果概要」では、無年金の身体障害者がいる世帯の家計中心者は「障害者本人」が49.2%、年金受給の身体障害者でも「障害者本人」は52.4%である。一方で、世帯の家計中心者が「親」と回答した無年金身体障害者は40.6%であり、年金受給の身体障害者が31.3%であることと比較すると、高い割合を示している。つまり、無年金障害者が親からの経済支援を受けて生活している傾向が高くなっているといえる。事実、2006年2月に「東京・無年金障害者をなくす会」が会員を対象に実施した「無年金障害者実態調査」では、無年金障害者の8割は、親や配偶者、きょうだいなどから経済支援を受けて生活しており、約半数は親のみによる経済支援であった。加えて、親の収入は、年金が62%、給料が19%、給料および年金が11%であり、親の高齢化によって親の公的年金への依存度が高くなっている。

これらの調査から、無年金障害者は家族からの経済支援を得て生活を営んでいること傾向が高いことが示された。本研究では、「東京・無年金障害者をなくす会」が2010年9月に実施した「無年金障害者実態調査」を分析することで、無年金障害者の経済支援の担い手の多くは家族であることを明らかにし、無年金障害者の自立に向けた課題を考察したい。

2. 研究の視点および方法

特別障害給付金（以下、給付金）が支給されているにも関わらず、「無年金障害者は家族による経済支援を受けている割合が高い」また、「無年金障害者および親の高齢化によって、収入の多くを親の公的年金に依存している傾向が高い」との仮説に基づいて、東京・無年金障害者をなくす会が2010年9月に実施した「無年金障害者実態調査」実施した調査ⁱⁱを分析した。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮については調査のインフォームドコンセントにおいて研究目的、調査概要等を説明し、「個人情報保護に関する法律」を遵守すること、研究および報告書の作成目的以外には使用しないこと、調査結果及び報告書において個人が特定されないこと、調査票を厳重に管理することを文書にて明示し、合意した場合のみ調査票を回収した。

4. 研究結果

本人の収入に関しては、「収入あり」が20人、「収入なし」が21人であった。「収入あり」20人の収入種別（複数回答）は、正社員2人、自営業者3人、パート・アルバイトなど2人、作業所・授産施設など5人、生活保護1人、心身障害者扶養共済制度1人、特別障害者手当2人、給付金10人、その他3人であり、平均収入額は99,434円であった。パート・アルバイトなどの2人は精神障害者で、平均収入額は103,500円であった。41人中、収入があり本人の収入で生活している人は2人、自分の収入および貯蓄で生活している人が4人と少数である。その他1人と欠損値1を除く33人（80.4%）は家族からの経済支援を受けて生活しており、収入がない21人のうち、15人が家族の経済支援（親15、配偶者2、きょうだい1、貯蓄1、欠損値2）を受けている。

上記15人の親の収入は、給料5人、老齢年金5人、老齢および遺族年金1人、年金種類不明2人、その他1人、欠損値1であった。親の収入源が給料である無年金障害者5人の年齢は全て30代であり、親の収入が年金である無年金障害者の年齢は30代3人、40代4人、50代1人であった。調査対象者の年齢から考えると、現在は親の給料で生活している無年金障害者であっても、数年後には親が退職し年金生活に入る可能性がある。つまり、世帯分離しない限りは、親が退職後も引き続き子どもの生活費を年金から拠出し、生涯子どもの生活を支え続けていく可能性が非常に高いと考えられる。

2005年4月に施行された「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律ⁱⁱⁱ」では、給付金の対象が、任意加入被保険者でなかった者で重度の障害を負った20歳以上の元学生（いわゆる「学生無年金障害者」）と、被保険者各年金法の被保険者の配偶者（いわゆる「主婦無年金障害者」）と定められている。しかし、1級が月額5万円、2級が4万円という金額は障害基礎年金よりも低額であり、今回の調査でも、給付金受給者10人の半数は給付金のみ収入であり、自立生活のためには家族の経済支援に頼らざるを得ない状態であった。つまり、給付金は無年金障害者の自立生活における救済策に為り得ず、無年金障害者の多くは家族による経済的な支援により生活が維持されており、とりわけ、親による経済支援が顕著であることが明らかである。

ⁱ 無年金障害者の会は無年金障害者とは「病気や事故などで心身に重い障害を負ったのに、年金制度の不備などで、障害基礎年金が受けられない」人たちであり、「学生無年金障害者（20歳を過ぎた学生で国民年金に任意加入していなかった人）、主婦無年金障害者（サラリーマンの妻で国民年金に加入していなかった人）、在日外国人無年金障害者（在日外国人で国籍条項により国民年金に加入できなかった人）、滞納無年金障害者（経済的理由により国民年金保険料を滞納していた人）、無年金障害者（その他障害状態が軽いと評価されたために無年金になっている場合）」としている。

ⁱⁱ 調査は東京・無年金障害者をなくす会会員（330人）+会員外協力者20人、合計350人に郵送した。回収率11.7%（有効回答41人）であった。

ⁱⁱⁱ 法制定は、無年金障害者による30年以上にわたる運動や、「学生無年金障害者集団訴訟」において、東京、新潟、広島地裁で勝訴判決が出されたことが後押しをした。当時約160億円を新規に予算化させたことは画期的なことであり、運動の成果である。